

## 平成20年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告・住民に対して公表することを義務付けており、財政健全化計画などのその他義務付けのある規定については平成20年度決算に基づく比率からの適用となります。

### 財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

#### 早期健全化・再生に関する指標

（単位：％）

区分	平成20年度 決算数値	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
(1) 実質赤字比率	—	15.0	20.0	
(2) 連結実質赤字比率	—	20.0	40.0	
(3) 実質公債費比率	19.2	25.0	35.0	
(4) 将来負担比率	61.8	350.0	—	

早期健全化基準以上 → 『早期健全化団体』 → 『財政健全化計画の策定』

財政再生基準以上 → 『財政再生団体』 → 『財政再生計画の策定』

#### 公営企業の経営健全化に関する指標

（単位：％）

区分	水道事業会計	公共下水道特別会計	簡易水道特別会計	備 考
(5) 資金不足比率	—	—	—	
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	

経営健全化基準以上 → 『経営健全化団体』 → 『経営健全化計画の策定』

#### 比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分・会計区分	一般会計	特別会計			一部事務組合、広域連合	地方三公社、第三セクター等
		特別会計のうち公営企業会計以外	公営企業会計			
			公営事業	公営企業		
(1) 実質赤字比率	○	○				
(2) 連結実質赤字比率	○	○	○	○		
(3) 実質公債費比率	○	○	○	○	○	
(4) 将来負担比率	○	○	○	○	○	○
(5) 資金不足比率				○		

・専用水道特別会計

・国民健康保険特別会計事業勘定  
・国民健康保険特別会計診療施設勘定  
・公共下水道特別会計  
・簡易水道特別会計  
・水道事業会計

・大雪清掃組合  
・大雪消防組合  
・大雪葬斎組合  
・大雪地区広域連合など

・東神楽町土地開発公社  
・㈱東神楽新都市開発公社  
・新大雪霊園㈱

(単位：千円)

標準財政規模	(ア)	3,042,473	町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと。
うち臨時財政対策債 発行可能額		142,477	

(1)実質赤字比率	—	一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（赤字額）を、標準財政規模で割ったもの。
-----------	---	--

注) 一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません。

■実質黒字比率 4.98%

実質赤字がないため「—」で記載しています。

■一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)	実質収支額(5) (3)-(4)
一般会計	5,041,233	4,863,236	177,997	31,555	146,442
専用水道特別会計	12,467	7,208	5,259	0	5,259
合計	5,053,700	4,870,444	183,256	31,555	(イ) 151,701

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(イ) ※マイナスの場合のみ}}{\text{(ア)}}$$

(2)連結実質赤字比率	—	すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったもの。
-------------	---	--

注) すべての会計において実質赤字及び資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません。

■連結実質黒字比率 8.56%

連結実質赤字がないため「—」で記載しています。

■一般会計等以外の特別会計（公営企業会計除く）

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)	実質収支額(5) (3)-(4)
国民健康保険特別会計	4,809	3,178	1,631	0	1,631
国民健康保険特別会計	201,343	185,025	16,318	0	16,318
合計	206,152	188,203	17,949	0	(ウ) 17,949

■公営企業会計に係る特別会計

（法適用企業）

（単位：千円）

会計名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金不足額・ 剰余額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
水道事業会計	94,111	6,025	0	0	88,086
合計	94,111	6,025	0	0	(エ) 88,086

（法非適用企業）

（単位：千円）

会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金不足額・ 剰余額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
公共下水道特別会計	277,254	274,355	0	0	2,899
簡易水道特別会計	875	837	0	0	38
合計	278,129	275,192	0	0	(オ) 2,937

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) \text{ ※合計額がマイナスの場合のみ}}{(\text{ア})}$$

実質公債費比率	19.2%	地方債の元利償還金などの公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので3ヵ年（18～20年度）の平均値。
---------	-------	---

（単位：千円、％）

区分		H20決算額	備 考
地方債元利償還金のうち公債費充当一般財源等額	A	724,797	
準元利償還金	B	149,089	B = (1)+(2)+(3)+(4)
公営企業債の財源に充てたと認められるもの	(1)	100,849	
一部事務組合等の地方債償還に充てたと認められるもの	(2)	34,170	
債務負担行為の基づく支出のうち公債費に準ずるもの	(3)	10,085	
一時借入金利子	(4)	3,985	
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	C	424,148	C = (5)+(6)+(7)
災害復旧費等に係るもの	(5)	234,634	
事業費補正に係るもの	(6)	183,249	
密度補正に係るもの	(7)	6,265	
標準財政規模	(ア)	3,042,473	
実質公債費比率（単年度）		17.1	H18 20.9%（単年度） H19 19.6%（単年度）

【算定式】

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{A + B - C}{(\text{ア}) - C}$$

将来負担比率	61.8%	将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったもの。
--------	-------	---

(単位：千円)

区分		H20決算額	備 考
将来負担額	D	8,655,385	D = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)
一般会計等の地方債現在高	(1)	6,219,097	
債務負担行為に基づく支出予定額	(2)	374,493	
公営企業債等繰入見込額	(3)	1,159,722	
組合等負担等見込額	(4)	163,575	
退職手当支給予定額の負担見込額	(5)	698,753	
設立法人の負債額等の負担見込額	(6)	39,745	
連結実質赤字額	(7)	0	
組合等の連結実質赤字額の負担見込額	(8)	0	
充当可能財源等	E	7,035,863	E = (9)+(10)+(11)
充当可能基金	(9)	1,301,607	
充当可能特定歳入	(10)	1,115,123	
基準財政需要額算入見込額	(11)	4,619,133	
標準財政規模	(ア)	3,042,473	
算入公債費等の額	F	424,148	

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{D - E}{(ア) - F}$$

(5) 資金不足比率		一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のこと。 公営企業ごとに算出することが義務付けられている。
水道事業会計	—	
公共下水道特別会計	—	
簡易水道特別会計	—	

注) いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません。

■ 資金剰余比率	水道事業会計	185.27%
	公共下水道特別会計	1.94%
	簡易水道特別会計	0.00%

資金不足額がないため「—」で記載しています。

(法適用企業)

(単位：千円)

区分		水道事業会計	備考
資金不足額・剰余額	G	88,086	G = (1) - (2) - (3) + (4)
流動資産	(1)	94,111	
流動負債	(2)	6,025	
算入地方債	(3)	0	
解消可能資金不足額	(4)	0	
事業の規模	H	47,543	H = (5) - (7)
営業収益の額	(5)	47,543	
うち指定管理者の利用料金収入の額	(6)	0	
受託工事収益の額	(7)	0	

G欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

(法非適用企業)

(単位：千円)

区分		公共下水道 特別会計	簡易水道 特別会計	備考
資金不足額・剰余額	G	2,899	38	G = (1) - (2) - (3) + (4) + (5)
歳入額	(1)	277,254	875	
翌年度に繰り越すべき財源	(2)	0	0	
歳出額	(3)	274,355	837	
算入地方債	(4)	0	0	
解消可能資金不足額	(5)	0	0	
事業の規模	H	149,168	0	H = (6) - (8)
営業収益の額	(6)	149,168	0	
うち指定管理者の利用料金収入の額	(7)	0	0	
受託工事収益の額	(8)	0	0	

G欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{G \quad \text{※マイナスの場合のみ}}{H}$$